

独自基準の概要

条例名	鹿児島県都市公園条例	
関係法律名	① 都市公園法 ② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
条例委任された事項	① 公園施設の設置基準 ② 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準	
独自基準の内容	国の基準又は規定（抜粋）	県の基準又は規定（抜粋）
	<p>【公園施設の設置基準】（抜粋）</p> <p>都市公園に公園施設として運動施設等を設置する場合に、上乗せすることができる建ぺい率 → 10%</p> <p style="text-align: right;">⇒ 本県の地域性を考慮して、降灰の影響を受ける地域（降灰防除地域）の公園において運動施設等を設置する場合に、上乗せすることができる建ぺい率 → 20%</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準】（抜粋）</p> <p>ア 園路及び広場の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口の幅は120cm以上とすること等 ・ 通路の縦断勾配は5%以下とすること等 ・ 階段の両側に立ち上がり部を設けること等 ・ 傾斜路の両側に立ち上がり部を設けること <p>イ 野外劇場及び野外音楽堂の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通路の縦断勾配は5%以下とすること等 	
		<p>⇒ 国の基準に加えて出入口の表面は滑りにくい仕上げがなされたものであることを規定</p> <p>⇒ 通路の縦断勾配は4%以下とすること</p> <p>⇒ 国の基準に加えて一定の縦断勾配が続く場合には途中に水平部を設けること、排水溝を設ける場合には、つえ及び車椅子のキャスト一等が落ち込まない構造の溝蓋を設けることを規定</p> <p>⇒ 階段の両側に設ける立ち上がり部は高さ5cm以上とすること</p> <p>⇒ 国の基準に加えて階段幅は120cm移譲とすること、階段途中に水平部を設けることを規定</p> <p>⇒ 傾斜路の両側に設ける立ち上がり部は高さ5cm以上とすること</p> <p>⇒ 通路の縦断勾配は4%以下とすること</p>

	<p>ウ 駐車場の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子利用者駐車施設の幅は350cm以上とすること等 <p>エ 便所の設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車椅子利用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること等 	<p>⇒ 国の基準に加えて高齢者、障害者等の危険防止のため必要な箇所には、危険防止のための設備を設けることを規定</p> <p>⇒ 国の基準に加えて車椅子利用者駐車施設は出入口近くに設けること、表面は滑りにくい仕上げがなされたものであることを規定</p> <p>⇒ 国の基準に加えて特定の便所には条例に定める基準に適合する洗面器を1以上設置すること、人工肛門及び人工ぼうこうの保有者のための洗浄設備、非常用通報装置が設けられた便房を設けることを規定</p>
<p>設定理由、目的、想定される効果</p>	<p>① 降灰の影響を受ける地域（降灰防除地域）の公園において、休養・運動施設等を設置する場合に上乗せすることができる建ぺい率を引き上げることにより、降灰時でも快適に公園利用が行える施設の整備が可能となる。</p> <p>② 利用者の安全確保及び移動の円滑化が図られる。</p>	